

平泉町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 平 泉 町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

【経営戦略策定の背景】

下水道は、地域住民の快適な居住環境を確保するとともに、生活雑排水や事業所排水などによる公共用水域の水質悪化を防ぎ、公共用水域の良好な水環境を維持保全するために欠かせない施設です。

本町の下水道事業は、一関市と広域的に処理することを目的に磐井川流域下水道の流域関連公共下水道事業として、昭和58年度から事業を開始し、平成7年10月に一部供用を開始しました。

平成27年度末の公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽を合わせた人口普及率は67.5%であり、公共下水道については普及率向上のため整備中であるが、維持管理や改築更新に重点を置いた経営の時代に入ろうとしています。

一方、少子高齢化の進行、生活様式の多様化、省資源化、経済成長の鈍化など、社会潮流は転換期を迎えており、これらは下水道事業の今後の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

この経営戦略は、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、今後も町民に下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として策定するものです。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年(供用開始後21年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	17.1人/ha (平成27年度末)	流域下水道等への 接続の有無	有(磐井川流域下水道に接続)
処理区数	1処理区		
処理場数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化: 供用開始当時から磐井川流域下水道に接続して、一関浄化センターで汚水の処理を行っています。 共同化: なし 最適化: 平成28年度において計画区域を325haを202.6haに縮小し、当該区域122.4haは合併処理浄化槽処理区域に変更しました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	【一般汚水】 基本使用料と使用水量に応じて使用料が変動する従量使用料からなる料金制を採用しております。				
	基本使用料	水量使用料(1m ³ あたり)			
1,100円	10m ³ まで	80円			
	10m ³ を越え20m ³ 以下	130円			
	20m ³ を越え30m ³ 以下	140円			
	30m ³ を越え50m ³ 以下	170円			
	50m ³ を越え100m ³ 以下	180円			
	100m ³ を越える分	190円			
※消費税及び地方消費税を含んでいません。					
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様				
その他の使用料体系の 概要・考え方	【浴場汚水】 基本使用料と使用水量に応じて使用料が変動する従量使用料からなる料金制を採用しております。				
	基本使用料	水量使用料(1m ³ あたり)			
1,100円	10m ³ まで	40円			
	10m ³ を越え30m ³ 以下	60円			
	30m ³ を越える分	80円			
※消費税及び地方消費税を含んでいません。					
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,456円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,606円
	平成26年度	3,456円		平成26年度	3,706円
	平成27年度	3,456円		平成27年度	3,721円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	資本勘定所属職員1名
事業運営組織	行政機構改革により、平成11年度に水道部門と組織統合し上下水道課、平成17年度に土木部門と組織統合し現在の体制の建設水道課となりました。業務内容に合わせた組織体制の見直しを行いながら、業務の効率化に努めて参りました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	なし
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成29年2月に策定しました、平成27年度決算に基づく「経営比較分析表」を添付しております。
この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

経営比較分析表

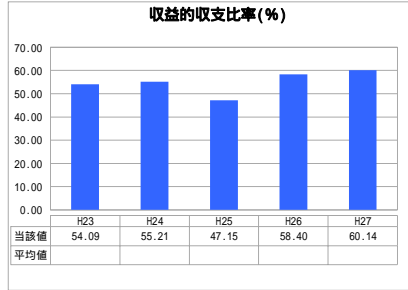
岩手県 平泉町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	39.03	92.73

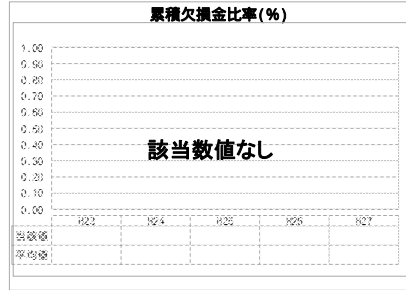
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
8,005	63.39	126.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,097	1.81	1,711.05

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

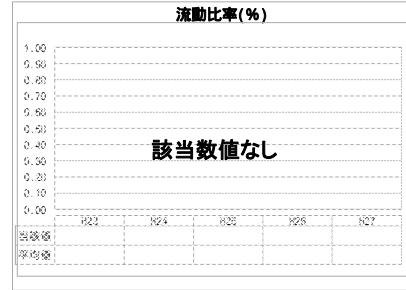
1. 経営の健全性・効率性



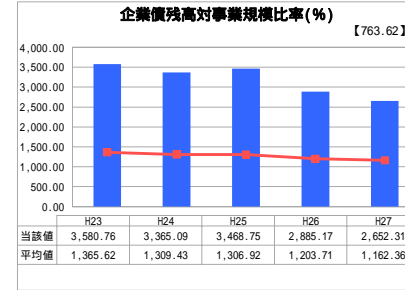
「単年度の収支」



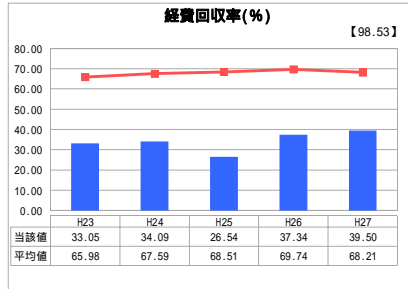
「累積欠損」



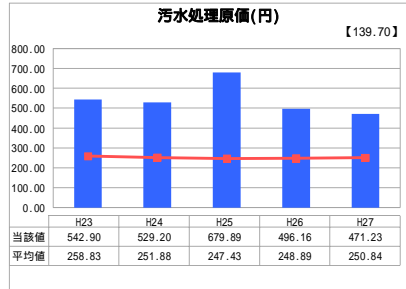
「支払能力」



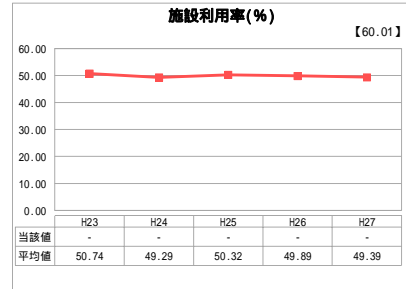
「債務残高」



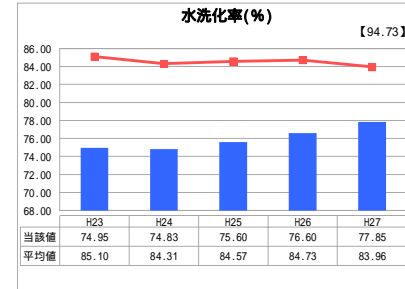
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

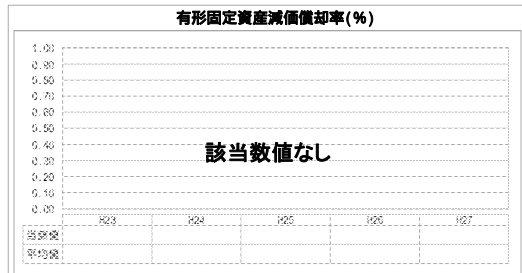


「施設の効率性」

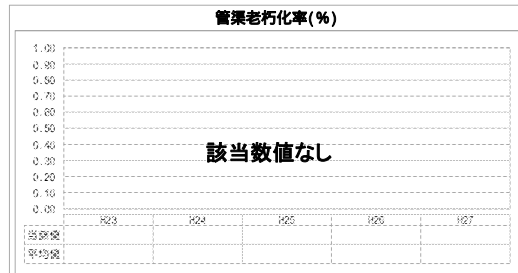


「使用料対象の捕捉」

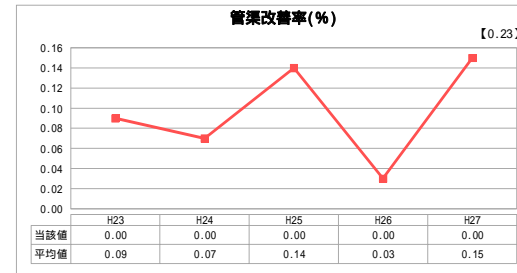
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率
100%を割り込んで推移しておりますが、使用料以外の収入に依存していることによるものです。

企業債残高対事業規模比率
平均値より高い状況で推移しておりますが、起債額が収入規模に見合っていないことによるものです。

経費回収率
平均値より低い数値で推移しておりますが、汚水処理に係る経費が使用料以外の収入により賄われていることによるものです。

汚水処理原価
平均値より高い数値で推移しておりますが、汚水処理に係る経費が高いことによるものです。

水洗化率
平均値より低い数値で推移しておりますが、増加傾向にあります。

以上のことから、類似団体と比較して厳しい経営状況にあります。

2. 老朽化の状況について

管渠改善率
平成7年に供用を開始し、平成28年3月で20年が経過しますが、管渠の耐用年数である50年の範囲内であります。

全体総括

厳しい財政状況にあるなか、今後は整備されたストックを支える管理費用や改善更新への投資の増加、将来的な人口減少による使用料収入の減少等が見込まれることを踏まえ、快適な生活を支える下水道サービスを持続的に提供していくには、安定した下水道経営の実現が不可欠であり、そのためには、経営基盤の強化を図るとともに、長期的な視点に立って計画的な管理・経営を行ってまいります。

法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

下水道の整備は昭和58年度に着手し、平成7年から供用を開始し、下水道の普及に合わせ水洗化を促進してきたため、水洗化人口は年々増加傾向にあります。しかし、人口は減少していく見込であり、近年の節水対応機器の普及、節水意識の向上などの影響もあり、収入の根幹をなす下水道使用料収入の減少は不可避な状況となることが想定されます。

また、急速に整備を進めてきた下水道施設は老朽化が進み、汚水管総延長32km(平成27年度末時点)の約15%が埋設後約25年(耐用年数50年)が経過しています。本計画期間において大規模な改築の見込はありませんが、今後も下水道施設の機能を維持するため、維持管理費や改築更新に必要な費用の大幅な増加が見込まれています。

こうした状況下においても、下水道事業は、快適で住みよい居住環境づくりと河川や湖沼等の公共用水域の水質汚濁の防止・改善、循環型社会形成への貢献度、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たす必要があります。

そこで、本経営戦略においては、本町の中長期的なまちづくりの方向性を示す最上位計画である「総合計画」の施策を実行するとともに、将来にわたり持続可能な下水道サービスを持続的・安定的に提供するため、3つの経営の基本方針として事業の運営を行ってまいります。

1. 計画的・効率的な事業執行

- ・「平泉町汚水処理施設整備構想」(平成28年度策定)に基づき下水道整備の早期概成に努めます。
- ・業務の効率化とコスト縮減に積極的に取り組みます。

2. 経営基盤の強化

- ・長期的に安定した下水道事業経営を実現していくためには、地方公営企業法に基づく会計事務への移行を推進します。
- ・職員一人ひとりの能力向上と経営改革に取り組みます。

3. 下水道事業の「見える化」の推進

- ・経営状況について、経営比較分析などを活用し自らの経営の現状と課題を客観的に把握し、より健全で効率的な経営を目指します。
- ・ホームページなどを通して経営状況を開示することで、事業運営の透明性を確保し、誰からも分かりやすい下水道事業運営に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<投資の目標に関する事項>

国庫補助事業による整備は、平成34年度の概成を目標としています。流域下水道建設負担金は、引き続き建設内容に応じて負担してきます。

<管渠、処理場等の建設・更新に関する事項>

管渠等は耐用年数以内であるため、当経営戦略においての大規模修繕は見込んでいませんが、点検等を行い、必要に応じて更新及び修繕を行います。

<防災・安全対策に関する事項>

計画期間中の事業実施の予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

<財源の目標に関する事項>

補助事業に係る国庫補助金は平成34年度、企業債の収入は平成38年度まで予定しております。また、一般会計からの繰入を極力減らすため、資本費平準化債の発行を計画しております。

<使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項>

供用開始区域拡大により使用料収入増を見込んでいますが、人口減少等により大幅な増収は見込んでいません。

<企業債に関する事項>

建設改良費については、国庫補助事業・単独事業に分けて借入れを、また支出の平準化を図るために、資本費平準化債の借入れを計画しています。

<繰入金に関する事項>

収益的収支については、維持管理及び企業債利子等を含む費用に対して料金収入等を充て、なお不足した分を他会計繰入金として受け入れています。また、資本的収支においては、建設改良費及び企業債元金償還等に対して企業債借入金及び国庫補助金等を充て、なお不足した分を他会計補助金として受け入れています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)>

処理場を保有しておらずほぼ下水道管のみの資産構成となっており、PPP/PFI等の手法を活用する程の規模ではないと考えています。

<職員給与費に関する事項>

職員数は、平成34年度の施設整備概成後は資本的収支における職員1人を減とし、収益的収支における職員に新たに1人計上しております。職員人件費は、平成29年度の予算を基に、平均昇給と給与改定を併せて0.5%で算出しています。

<動力費に関する事項>

動力費は、13箇所のマンホールポンプ場によるものであり、今後、電気料金の値上げがあったとしてもその影響は比較的軽微であると見込んでいます。

<薬品費に関する事項>

処理場を保有していないため、支出の予定がありません。

<修繕費に関する事項>

劣化等が判明した箇所の修繕費については、現行水準で算出しています。

<委託費に関する事項>

検針業務委託などは、現行水準で算出しています。

<その他>

流域下水道維持管理負担金については、汚水量と維持管理負担金単価を現行水準とし算出しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化や共同化は、近隣他団体との連携が必要となるものであり、また、それぞれの地域の実情に合わせて進めていく必要があります。そのため、取組が可能な業務や範囲等について検討していきます。
投資の平準化に関する事項	下水道管の更新費用の明確化を図るため「ストックマネジメント手法を踏まえた長寿命化計画」を策定します。この計画に基づき、計画的かつ効率的な改築を実施し、ライフサイクルコストの軽減を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	投資にかかる民間活用については、本町の現状の事業量では難しいと考えていますが、民間ノウハウの活用による効率化や活性化を念頭に、今後検討課題としています。
その他の取組	平成32年度に地方公営企業法の適用を予定しており、これにより資産の状況などが明確となりますので、収支計画に反映させていただきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在のところ見直しの予定はありませんが、将来的には必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合は使用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	なし
職員給与費に関する事項	「平泉町第4次行政改革大綱(計画期間:平成28年度～平成32年度)」に基づき、職員給与の適正化を推進していきます。
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	なし
委託費に関する事項	なし
その他の取組	流域下水道の維持管理負担金について、岩手県及び関連市町と協議を重ね、適正なあり方について検討していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行っていきます。 公営企業会計適用後は、適用後の会計に基づき経営戦略を改定します。
---------------------	---

(法非適用企業)

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算見込)												
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	147,756	143,406	144,222	142,421	137,818	142,745	136,977	133,567	132,922	131,043	127,742	124,409	
	(1)	営 業 収 益 (B)	58,697	58,899	59,102	59,466	60,071	60,259	60,448	60,637	60,827	61,018	61,209	61,282	
		ア 料 金 収 入	58,697	58,899	59,102	59,466	60,071	60,259	60,448	60,637	60,827	61,018	61,209	61,282	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
	(2)	営 業 外 収 益	89,059	84,507	85,120	82,955	77,747	82,486	76,529	72,930	72,095	70,025	66,533	63,127	
		ア 他 会 計 繰 入 金	86,617	84,049	84,572	82,407	77,199	81,938	75,981	72,382	71,547	69,477	65,985	62,579	
		イ そ の 他	2,442	458	548	548	548	548	548	548	548	548	548	548	
	2	総 費 用 (D)	96,674	101,262	107,724	102,833	97,283	92,709	91,338	89,532	96,779	94,811	92,979	91,173	
	(1)	営 業 費 用	51,404	58,040	67,697	64,697	60,755	57,450	57,507	57,565	66,772	66,920	67,070	67,221	
		ア 職 員 給 与 費									8,880	8,924	8,969	9,014	
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	51,404	58,040	67,697	64,697	60,755	57,450	57,507	57,565	57,892	57,996	58,101	58,207	
	(2)	営 業 外 費 用	45,270	43,222	40,027	38,136	36,528	35,259	33,831	31,967	30,007	27,891	25,909	23,952	
	ア 支 払 利 息	45,270	43,222	40,027	38,136	36,528	35,259	33,831	31,967	30,007	27,940	25,909	23,952		
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		50	50											
	イ そ の 他														
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	51,082	42,144	36,498	39,588	40,535	50,036	45,639	44,035	36,143	36,232	34,763	33,236		
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	159,258	198,879	202,678	198,716	212,379	194,230	171,500	170,582	119,147	120,853	121,098	120,010	
	(1)	地 方 債	71,400	99,900	123,300	120,600	128,100	109,500	85,000	80,300	52,200	50,400	46,400	41,900	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	46,700	4,900	65,200	60,600	56,100	51,500	48,000	46,300	42,200	40,400	39,500	31,900	
	(2)	他 会 計 補 助 金	57,251	72,169	54,795	55,533	61,696	58,147	64,917	69,449	65,364	70,253	74,498	77,910	
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	25,000	23,300	23,000	21,000	21,000	25,000	20,000	19,250					
	(6)	工 事 負 担 金	5,607	3,510	1,583	1,583	1,583	1,583	1,583	1,583	1,583	200	200	200	
	(7)	そ の 他													
	2	資 本 的 支 出 (G)	227,829	244,814	239,176	238,304	252,914	244,266	217,139	214,617	155,290	157,085	155,861	153,246	
	(1)	建 設 改 良 費	78,798	95,547	86,939	86,068	102,198	95,187	69,821	65,558	10,000	10,000	10,000	10,000	
		ウ ち 職 員 給 与 費	7,901	8,024	8,618	8,661	8,704	8,748	8,792	8,836					
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	149,031	149,267	152,237	152,236	150,716	149,079	147,318	149,059	145,290	147,085	145,861	143,246	
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 68,571	△ 45,935	△ 36,498	△ 39,588	△ 40,535	△ 50,036	△ 45,639	△ 44,035	△ 36,143	△ 36,232	△ 34,763	△ 33,236		

(法非適用企業)

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算見込)										
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 17,489	-3,791										
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	4,680	3,791										
前年度繰上充用金	(M)												
収益的支出に充てた地方債	(N)	16,600											
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	3,791											
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)												
実 質 収 支	黒 字 (R)												
(N)-(O)	赤 字 (S)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (U)	58,697	58,899	59,102	59,466	60,071	60,259	60,448	60,637	60,827	61,018	61,209	61,282
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(X)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(Y)												
地方債残高	(Z)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		86,617	84,049	84,572	82,407	77,199	81,938	75,981	72,382	71,547	69,477	65,985	62,579
うち基準内繰入金		86,617	84,049	84,572	82,407	77,199	81,938	75,981	72,382	71,547	69,477	65,985	62,579
うち基準外繰入金													
資本的収支分		57,251	72,169	54,795	55,533	61,696	58,147	64,917	69,449	65,364	70,253	74,498	77,910
うち基準内繰入金		10,883	11,056	10,751	10,900	8,155	6,431	4,638	4,833	3,351	3,455	3,506	3,433
うち基準外繰入金		46,368	61,113	44,044	44,633	53,541	51,716	60,279	64,616	62,013	66,798	70,992	74,477
合 計		143,868	156,218	139,367	137,940	138,895	140,085	140,898	141,831	136,911	139,730	140,483	140,489